

# 久留米市田主丸老人福祉センター指定管理者募集に係る質問及び回答

令和6年8月9日

番号	質問の該当資料名及び項目	質問内容	回答	回答日
1	仕様書 4ページ	4 開館時間等 (2)開館時間 ①利用者  浴場の利用者は、「60歳以上のもの。ただし指定管理者が特に利用を許可した場合は除く」とあるが、60歳未満の方の浴場以外の施設利用は、指定管理者の判断で利用を認めて問題ないか。	久留米市田主丸老人福祉センター条例施行規則第2条第1項のとおりです。	令和6年8月9日
2	仕様書 4ページ	4 開館時間等 (2)開館時間 ①利用者  見守りや介助が必要な方の浴場利用に際し、60歳未満の方の付き添い(介助人)利用は認めて問題ないか。	差支えありません。	令和6年8月9日
3	仕様書 5ページ	9 運営経費に関する事 (1)管理運営に係る経費に関する事  但し書きに「福祉センターの管理運営に大きく影響を及ぼす税制改正その他の法令改正等については協議により定めることとする」とある。最低賃金法に基づく最低賃金額の引上げが見込まれるが、このことは、福祉センターの管理運営に大きく影響を及ぼす税制改正その他の法令改正等に該当するののか。	最低賃金引上げによる人件費の増額は、通常想定される範囲であるため、該当しないと判断しております。	令和6年8月9日
4	仕様書 7ページ	16 送迎車の運行  「団体(5人以上)の無料送迎業務に使用する車両は、別途使用貸借契約を締結した場合、久留米市が所有する車両(29人乗り)を使用することができる」とあるが、大型自動車第一種免許の資格所有者の配置は求められていないので、巡回無料送迎バスに使用する普通自動車に対応しても問題ないか。	差支えありません。	令和6年8月9日
5	仕様書 73ページ	別紙5 久留米市田主丸老人福祉センター指定管理者リスク分担保  物価変動による人件費、物件費等経費の増については、「※著しい物価変動が発生した場合は、高騰した経費の負担等について市と指定管理者で協議します」とあるが、具体的にどのような場合に協議を想定されているののか。	安定的な施設運営に支障をきたす場合を想定しております。	令和6年8月9日